

MSC SBOM Editor エンドユーザー使用許諾契約書

End User License Agreement (B2B 向け・統合版)

本書は、MSC SBOM Editor の販売開始に向け、法人および事業目的で利用する個人事業主向けに調整したエンドユーザー使用許諾契約書である。対象利用者を B2B に限定しつつ、事業所単位ライセンス、第三者業務利用の許容、脆弱性情報の協調的開示、ローカル完結型のデータ取扱いを反映した改訂版とする。

第1条 (適用)

1. 本契約は、酒井由夫（屋号：MSC〔Medical Software Consulting〕。以下「MSC」という。）が提供する「MSC SBOM Editor」およびこれに付随して MSC が提供するマニュアル、更新プログラム、関連ドキュメントその他一切の関連資料（以下、総称して「本ソフトウェア」という。）の利用条件を定めるものである。
2. 本ソフトウェアの利用者（以下「利用者」という。）は、本契約に同意した上で本ソフトウェアを利用するものとする。
3. MSC がウェブサイト、パンフレット、見積書、注文書、申込画面その他で提示する利用条件、注意事項、運用ルール等は、本契約の一部を構成するものとする。

第2条 (対象利用者)

1. 本ソフトウェアは、法人、または事業として若しくは事業のために本ソフトウェアを利用する個人事業主その他の個人に限り提供されるものとする。
2. 利用者は、本ソフトウェアを個人的、家庭的その他事業目的以外の用途で利用してはならない。
3. 利用者が本ソフトウェアの利用申込みを行った場合、当該利用者は、前二項の要件を満たし、かつ本契約を締結する権限を有することを表明し、保証したものとみなす。

第3条 (利用申込みおよび契約成立)

1. 利用希望者は、MSC 所定の方法により、本契約に同意の上、本ソフトウェアの利用を申し込むものとする。

2. 利用契約は、MSC が申込みを承諾した時点で成立するものとする。
3. MSC は、申込み内容の確認、本人確認、利用目的の確認、支払方法の確認その他合理的に必要な審査を行うことができる。

第4条（申込みの不承諾）

1. MSC は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、申込みを承諾しないことができる。
 - 登録情報その他 MSC に提供した情報に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合。
 - 過去に本契約その他 MSC との契約に重大な違反をしたことがある場合。
 - 利用料金その他 MSC に対する債務の支払を怠るおそれがある場合。
 - 反社会的勢力等に該当し、又はこれらと何らかの関与を有すると認められる場合。
 - 法令、輸出管理、経済制裁その他の法的要請に抵触するおそれがある場合。
 - 本ソフトウェア、MSC 又は第三者のシステム、ネットワーク、情報資産若しくは権利利益に重大な支障又は危害を及ぼすおそれがある場合。
 - 本ソフトウェアの利用目的又は利用態様が本契約に反し、又は反するおそれがある場合。
 - その他、利用契約を締結することが不適切である合理的な事情がある場合。
2. MSC は、前項に基づき申込みを承諾しない場合であっても、その理由を開示する義務を負わない。ただし、法令上又は取引上必要な範囲で対応することがある。
3. MSC が申込みを承諾しなかった場合に、既に利用料金を受領しているときは、MSC は合理的期間内にこれを返金するものとし、返金に要する振込手数料その他の実費の負担は MSC が別途定めるところによる。

第5条（ライセンスの範囲）

1. MSC は、利用者に対し、本契約に従い、本ソフトウェアを、申込み時に届け出た事業所（以下「許諾事業所」という。）の内部業務目的のために、非独占的かつ譲渡不能の条件で利用する権利を許諾する。

2. 利用者は、MSCが別途明示的に認めた場合を除き、本ソフトウェアを第三者へ再販売、再許諾、貸与、頒布、公衆送信又は利用可能化してはならない。
3. 許諾事業所に所属する役員、従業員その他利用者の管理監督の下で業務に従事する者は、許諾事業所の業務に必要な範囲で、本ソフトウェアを複数の端末に複製し、複数人で利用することができる。
4. 利用者は、自己の業務として、本ソフトウェアを用いて、自らが保有し、作成し、取得し、又は適法に取り扱う権限を有する SBOM その他の情報を作成、編集、確認、整理、評価又は管理することができる。この利用には、顧客、委託元、被認証者、申請者その他の第三者に関する業務を含む。
5. 本ライセンスは許諾事業所に紐づくものとし、本ソフトウェア上に表示される事業所名その他の識別情報は、当該許諾事業所を識別するために用いるものとする。利用者は、許諾事業所の変更、統合、分割、移転その他本ライセンスの帰属又は利用範囲に重要な影響を及ぼす事由が生じた場合、あらかじめ又は合理的な期間内に MSC へ通知するものとする。
6. 利用者は、本ソフトウェア自体を第三者に提供し、又は第三者に独立して利用させてはならない。ただし、第三者に関する業務の成果物として、本ソフトウェアにより作成又は編集した SBOM、報告書その他の出力物を提供することは妨げられない。

第6条（禁止事項）

利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- 法令又は公序良俗に違反する行為。
- 本契約又は MSC が別途定める条件に違反する行為。
- 本ソフトウェアの全部又は一部について、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他ソースコード、構造、アイデア等を解析しようとする行為（法令上許容される場合を除く。）。
- 本ソフトウェアの複製、改変、翻案、結合、派生物の作成その他 MSC 又は権利者の権利を侵害する行為。
- 本ソフトウェア又はその出力結果を用いて、第三者の権利又は利益を侵害する行為。

- 本ソフトウェア、MSC 若しくは第三者のシステム、ネットワーク又はサービスに過度な負荷を与え、妨害し、又は不正アクセスを試みる行為。
- MSC の承諾なく、本ソフトウェアのベンチマーク結果又は検証結果を公表する行為。ただし、法令、裁判所、監督官庁、認証・監査上の要求又は契約上必要な開示はこの限りでない。
- 本ソフトウェアに関する脆弱性又はセキュリティ上の問題を発見した場合に、合理的に可能な範囲で、公開に先立ち MSC に報告するよう努めるものとする。利用者は、MSC との合理的な調整なく当該情報を公表してはならない。ただし、法令、裁判所、監督官庁又は認証・監査上の要求に基づく開示はこの限りでない。
- 本ソフトウェアの脆弱性を悪用し、又は悪用しようとする行為。

第 7 条 (知的財産権)

1. 本ソフトウェアに関する著作権、営業秘密、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、MSC 又は正当な権利者に帰属する。
2. 本契約は、本ソフトウェアの利用権を許諾するものであり、前項の知的財産権を利用者に移転するものではない。

第 8 条 (利用料金および支払)

1. 利用者は、本ソフトウェアの利用対価として、MSC が別途定める利用料金を、MSC 所定の方法で支払うものとする。
2. 支払に必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とする。
3. 利用者が支払期日までに利用料金を支払わない場合、MSC は督促を行うことができる。督促にもかかわらず、請求書発行日から 60 日を経過してもなお支払いが行われない場合、MSC は、既に許諾したライセンスに影響を与えることなく、当該利用者からの本ソフトウェア及び MSC が提供する他の製品 (MSC SBOM Inspector を含む。) に関する新規の申込みを拒否することができる。

第 9 条 (サポートおよび更新)

1. MSC は、本ソフトウェアに関するサポート、保守、アップデート、アップグレード又は不具合修正を提供する場合があるが、これらを常に提供する義務を負うものではない。

2. MSCが本ソフトウェアの新版を公開した場合、既存の利用者は、追加費用の負担なく当該新版の提供を受けることができる。MSCは、当該新版の提供に際し、既存の事業所名その他の識別情報を維持したまま再発行する方法によることができる。
3. MSCが第1項のサポート等の提供条件を別途定めた場合、利用者は当該条件に従うものとする。
4. アップデート又はアップグレードの提供により、本ソフトウェアの機能、仕様、動作環境又はユーザーインターフェースが変更されることがある。

第10条（契約期間および解除）

1. 利用契約の期間は、MSCが別途定める利用期間又は契約期間によるものとする。
2. 利用者が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されない場合、MSCは利用契約を解除することができる。ただし、違反の性質上、催告を要しない重大な違反についてはこの限りでない。
3. 利用者について、支払停止若しくは支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあった場合、又は信用状態に重大な不安が生じた場合、MSCは何らの催告を要せず利用契約を解除することができる。
4. 利用契約が終了した場合、利用者は直ちに本ソフトウェアの利用を中止し、MSCの指示に従って本ソフトウェア及び関連資料の使用を終了するものとする。

第11条（保証の否認および責任制限）

1. MSCは、本ソフトウェアが利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性、有用性、継続的な利用可能性、第三者権利の非侵害、法令、規格、顧客要求事項又は社内規程への適合その他について、明示又は黙示を問わず保証するものではない。
2. 本ソフトウェアは、SBOMに関する情報の作成、編集、確認、整理又は管理を支援する目的で提供されるものであり、利用者は、本ソフトウェアによる出力結果、判定結果又は関連情報を自ら確認し、自らの責任において法令適合性、規格適合性、契約適合性、セキュリティ対応及び製品出荷その他の業務上の判断を行うものとする。
3. MSCの債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合、MSCは、MSCの故意又は重大な過失による場合を除き、通常かつ直接に生じた現実の損害に限り、損害発生の直接の原

因となった本ソフトウェアについて利用者が MSC に現実に支払った対価の額を上限として賠償責任を負うものとする。

4. MSC は、逸失利益、間接損害、特別損害、結果損害、データ喪失による損害、事業中断損害及び第三者からの請求に起因する損害については、予見可能性の有無を問わず責任を負わないものとする。
5. 前二項は、MSC の故意又は重大な過失による損害、並びに法令上制限又は免除することができない責任には適用しない。

第 12 条（脆弱性照会機能に関する限定事項）

1. 本ソフトウェアの脆弱性照会機能は、MSC が選定した既知の脆弱性情報又は利用者が指定する外部リスト（上限 200 件）との照合により、参考情報を提供するものである。
2. MSC は、収録する脆弱性情報の正確性及び網羅性を保証しない。
3. 本機能による「該当しない」との判定結果を、規制当局に提出する資料における脆弱性の不存在の証明として用いることは想定していない。
4. 情報が不足し判定できない場合、本ソフトウェアは安全側の判断として「判定不能」を返す設計とする。

第 13 条（既知の制限事項）

本ソフトウェアには、MSC が別途公表する取扱説明書に記載する既知の設計上の制限事項が存在する。利用者は、当該制限事項を了知した上で本ソフトウェアを使用するものとし、当該制限事項に起因する結果について MSC は責任を負わない。

第 14 条（利用者データの外部送信）

本ソフトウェアは、利用者が本ソフトウェアに入力し、読み込み、作成又は出力する SBOM その他のデータを、MSC 又は第三者のサーバーその他の外部環境へ自動送信する機能を有しない。ただし、利用者が自己の判断で MSC に送付する問い合わせ、障害報告その他の情報については、この限りでない。

第 15 条（秘密保持）

1. 利用者及び MSC は、本ソフトウェアの利用に関連して相手方から開示を受け、又は知り得た技術上、営業上その他一切の非公知情報を、相手方の事前の書面又は電磁的記録による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
2. 前項の義務は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。
 - 開示時に公知であった情報。
 - 開示後、自己の責めによらず公知となった情報。
 - 開示を受ける前から適法に保有していた情報。
 - 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報。
 - 法令又は裁判所、監督官庁その他公的機関の命令により開示が求められた情報。

第 16 条（個人情報等の取扱い）

1. MSC は、利用者に関する個人情報その他の情報を、MSC のプライバシーポリシー又は別途定める取扱方針に従って取り扱うものとする。
2. MSC は、申込みを承諾しなかった場合又は利用契約が終了した場合であっても、法令上又は正当な事業運営上必要な範囲で、利用者情報を保有し、利用し、又は削除することができる。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自ら又はその役員、実質的支配者若しくは主要な関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
2. 利用者が前項に違反した場合、MSC は何らの催告を要せず利用契約を解除することができる。

第 18 条（契約上の地位の譲渡禁止）

利用者は、MSC の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第 19 条（契約内容の改定）

本契約の内容は、MSC が本ソフトウェアの版数改訂等に伴い改定することがある。改定後の内容は、MSC ウェブサイト (sbom.medicalsoftwareconsulting.com/legal/) への掲載をもって公表したものとし、公表時点から適用されるものとする。

第 20 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約のその他の条項及び無効又は執行不能と判断された部分以外の部分は、引き続き完全に効力を有するものとする。

第 21 条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関連して MSC と利用者との間に生じた一切の紛争については、MSC の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。